

平成22年12月24日

第2243号

毎週火・金曜日発行

# 秋田県公報



## 目次

### 告 示

- 秋田県海洋生物資源の保存及び管理に関する計画の変更(605・水産漁港課)……………1
- ふ化業者の登録(606・北部家畜保健衛生所)……………3
- 建設業の許可の取り消し(607・秋田地域振興局総務企画部)……………3
- 建設業の許可の取り消し(608・由利地域振興局総務企画部)……………4

### 公 告

- 特定非営利活動法人の設立の認証の申請(地域活力創造課)……………4
- 条件付き一般競争入札の実施(技術管理室)……………4
- 県営土地改良事業の換地計画の決定(鹿角地域振興局農林部)……………5
- 土地改良区の役員の退任及び就任の届出(仙北地域振興局農林部)2件……………6
- 県営土地改良事業の換地計画の決定(仙北地域振興局農林部)2件……………6

## 告 示

### 秋田県告示第605号

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律(平成8年法律第77号)第4条第7項の規定により、次のとおり秋田県海洋生物資源の保存及び管理に関する計画を変更したので、同条第10項において準用する同条第5項の規定に基づき、公表する。

平成22年12月24日

秋田県知事 佐竹敬久

秋田県海洋生物資源の保存及び管理に関する計画

#### 1 海洋生物資源の保存及び管理に関する方針

- (1) 本県の水産業は、昭和20年代後半から50年代にかけては生産量及び生産金額とも次第に増加傾向を続け、生産量では昭和50年に34千トン、生産額では昭和52年に140億円とピークを示した。しかし、その後は減少傾向が続き、近年は減少傾向に歯止めがかかってはいるものの、依然として低迷状況が続いている。

このような状況の中で、県北部沿岸、男鹿半島周辺及び県南部沿岸においては、依然として水産業が中核産業となっている地域も多く、地域振興のためにも水産業の発展を図っていく必要がある。そのため、海洋生物資源を適切に管理し、かつ、合理的に利用していくことが極めて重要な課題となっている。

- (2) 本県沖合水域は、寒暖両流が交錯し多種類の魚介類が生息しているが、漁業生産構造において沿岸漁業を主体とした小規模経営体が大多数を占めることから多種少産傾向を示しており、複数の漁業種類間における漁場及び資源利用面での競合が見られるなどの問題点も多い。

一方、海洋生物資源の現状を見ると、我が国周辺水域においてはその多くが低水準、減少傾向にあることから、本県海域における海洋生物資源も低水準、減少傾向にあるものが多くなってきている。

今後ともこのような状況が継続すれば、県民、国民のニーズへの的確な対応のみならず、地域経済の発展への重大な支障となるおそれがある。

- (3) 県としては、従来から漁業の管理、資源管理型漁業の推進等種々の保存及び管理措置を講じてきたところであり、その結果、アワビ等の地先資源を始め、近年ではハタハタに代表されるように広域回遊資源も含めた多くの海洋生物資源の保存及び管理が図られるようになってきているが、さらに海洋生物資源の適切な保存及び管理を推進するため、基本計画により決定された漁獲可能量の都道府県別の数量について適切な管理措置を講ずることとする。

- (4) 漁獲可能量制度を適切に管理し、必要に応じて漁業者等の指導又は採捕の数量の公表等の実効措置を講ずるため、第一種及び第二種特定海洋生物資源の採捕実績の的確な把握に努めることとする。

- (5) 漁獲可能量について本県に定められた数量に係る管理を適切に行っていくためには、これら海洋生物資源の分布、回遊状況、内容、当該資源を取り巻く環境等のより詳細な科学的データ又は知見が必要であるので、当該データ及び知見の蓄積を図るために、県農林水産技術センター水産振興センターを中心とし、国又は関係県との連携の下、資源調査体制の充実強化を図ることとする。また、資源管理の充実を図るため、必要に応じて漁業管理措置の

強化を図ることとする。

- (6) 特定海洋生物資源以外の海洋生物資源についても、引き続き資源管理を推進するよう、従来からの資源管理型漁業を推進していくこととする。
- (7) 海洋生物資源の適切な保存及び管理を図るため、協定制度の活用等により引き続き漁業者等による自主的な資源管理を推進していくこととする。

## 2 第一種特定海洋生物資源ごとの漁獲可能量について本県に定められた数量に関する事項

第一種特定海洋生物資源ごとの漁獲可能量について本県に定められた数量は、次のとおりである。なお、過去の漁獲実績があるものの、資源に対する漁獲圧力が小さいと認められる第一種特定海洋生物資源については「若干」とされており、資源に対する漁獲圧力が無視できるほど小さいと認められる第一種特定海洋生物資源については数量を明示されていない。また、平成23年のさんま、まさば及びごまさばの漁獲可能量については、管理の対象となる期間が開始する前までに設定するとされている。

- (1) 平成22年の第一種特定海洋生物資源の知事管理の対象となる期間及び漁獲可能量は次のとおりである。

ア すけとうだら

平成22年4月から平成23年3月まで 若干

イ まあじ

平成22年1月から12月まで 若干

ウ ずわいがに

平成22年7月から平成23年6月まで 23トン

- (2) 平成23年の第一種特定海洋生物資源の知事管理の対象となる期間及び漁獲可能量は次のとおりである。

ア すけとうだら

平成23年4月から平成24年3月まで (注) トン

イ まあじ

平成23年1月から12月まで 若干

ウ ずわいがに

平成23年7月から平成24年6月まで (注) トン

(注) すけとうだら及びずわいがにの漁獲可能量については、管理の対象となる期間が開始する前までに設定する。

## 3 第一種特定海洋生物資源ごとの漁獲可能量について定められた数量に関し実施すべき施策に関する事項

- (1) すけとうだら

小型機船底びき網漁業(手繰第一種漁業)については、現状の漁獲努力量を増加させることがないよう、許可隻数については現状どおりとし、従来の操業規制と同様の規制に基づいて操業することとする。この結果、漁獲実績が前年の漁獲実績と同程度となるよう努めるものとする。

- (2) まあじ

小型定置網漁業については、行使統数を維持するよう指導するとともに、漁獲量の把握に努めるものとする。

大型定置網漁業については、現状の漁獲努力量を増加させることがないよう、免許統数については現状どおりとし、従来の操業規制と同様の規制に基づいて操業することとする。この結果、漁獲実績が前年の漁獲実績と同程度となるよう努めるものとする。

- (3) ずわいがに

小型機船底びき網漁業(手繰第一種漁業)とかご漁業については、現状の漁獲努力量を増加させることがないよう、許可隻数については現状どおりとし、漁業者による自主的な漁獲可能量の管理を推進し、資源の保存及び管理に努めるものとする。

## 4 第二種特定海洋生物資源ごとの漁獲努力可能量のうち、本県に定められた量に関する事項

平成23年の第二種特定海洋生物資源ごとの漁獲努力可能量のうち本県に定められた量並びに対象となる採捕の種類に係る海域及び期間は次表のとおりである。

第二種特定海洋生物資源	採捕の種類	海 域	期 間	漁獲努力量(隻日)
まがれい	小型機船底びき網漁業 (うち手繰第一種漁業)	秋田県地先水面	平成23年9月1日から 平成23年10月31日まで	651
	かれい固定式刺し網漁業	秋田県地先水面(ただし、第二種共同漁業権水域を除く)	平成23年2月1日から 平成23年3月31日まで	3,099

## 5 第二種特定海洋生物資源ごとの漁獲努力可能量について、採捕の種類別に定める量に関する事項

平成23年の第二種特定海洋生物資源ごとの第二種特定海洋生物資源知事管理努力量並びに対象となる採捕の種類に係る海域及び期間は次表のとおりである。

第二種特定海洋生物資源	採捕の種類	海 域	期 間	漁獲努力量(隻日)
まがれい	小型機船底びき網漁業 (うち手繰第一種漁業)	秋田県地先水面	平成23年9月1日から 平成23年10月31日まで	651
	かれい固定式刺し網漁業	秋田県地先水面(ただし、第二種共同漁業権水域を除く)	平成23年2月1日から 平成23年3月31日まで	3,099

## 6 知事管理努力量に関し実施すべき施策に関する事項

## (1) まがれい

日本海北部のまがれいの資源回復を図るために、国が作成した「日本海北部マガレイ、ハタハタ資源回復計画」の着実な実施を本県として実施する。

また、知事管理努力量に係る知事への漁獲努力量等の報告に係る迅速な報告の体制の整備を進めることとする。

さらに、小型機船底びき網漁業(手繰第一種漁業)及びかれい固定式刺し網漁業(第二種共同漁業権水域を除く)については、現状の漁獲努力量を増加させることがないよう、許可隻数については現状どおりとし、従来の操業規制と同様の規制に基づいて操業することとする。この結果、漁獲実績が前年の漁獲実績と同程度となるように努めるものとする。

## 7 その他海洋生物資源の保存及び管理に関する重要事項

- (1) 海洋生物資源の保存及び管理をより一層推進するために、より詳細かつ正確な資源状況の把握が必要であることから、漁獲情報を的確に把握するとともに、資源に関する調査及び研究の充実を更に進めることとする。
- (2) 海洋生物資源の保存及び管理を推進するため、小型魚及び産卵親魚の保護等に向けた取組を進めることとする。

## 秋田県告示第606号

養鶏振興法(昭和35年法律第49号)第7条第1項の規定により、次のとおりふ化業者の登録をしたいので、同条第4項の規定に基づき公示する。

平成22年12月24日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

## 1 登録ふ化業者

登録番号	名称、住所並びに代表者の氏名及び業務を執行する役員の氏名	ふ化場の名称及び所在地
平22第1号	有限会社 アグリほくおう 北秋田市川井字連岱30 代表取締役 大野重夫	J Aあきた北央比内地鶏素びな供給施設 北秋田郡上小阿仁村大林字菊桜岱75

2 登録年月日 平成22年12月24日

3 登録の有効期限 平成25年12月23日

## 秋田県告示第607号

建設業法(昭和24年法律第100号)第29条第1項の規定により、次のとおり建設業の許可を取り消したので、同法第29条の5第1項の規定に基づき、公告する。

平成22年12月24日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

## 1 処分をした年月日

平成22年12月13日

- 2 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号  
有限会社丸豊建設

秋田市柳田字佐渡端40番地の1

代表取締役 鎌 田 豊

秋田県知事許可(般-21)第3317号

3 処分の内容

塗装工事業に係る一般建設業許可の取り消し

4 処分の原因となった事実

平成22年12月13日付けで塗装工事業に係る廃業等の届出があった。

このことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。

秋田県告示第608号

建設業法(昭和24年法律第100号)第29条第1項の規定により、次のとおり建設業の許可を取り消したので、同法第29条の5第1項の規定に基づき、公告する。

平成22年12月24日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

1 処分をした年月日

平成22年12月13日

2 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号

有限会社長谷山建築工業

由利本荘市東由利老方字後田62番地6

代表取締役 長谷山 忠誠

秋田県知事許可(般-19)第11914号

3 処分の内容

建築工事業に係る一般建設業許可の取り消し

4 処分の原因となった事実

平成22年12月7日付けで建築工事業に係る廃業等の届出があった。

このことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。

## 公 告

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定に基づき、公告する。

平成22年12月24日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

1 申請のあった年月日

平成22年12月6日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 ノーマリゼーション奉仕団

3 代表者の氏名

石 川 清 一

4 主たる事務所の所在地

秋田市手形山中町12番22号

5 定款に記載された目的

この法人は、生まれてきた人、誰もが、尊重され、人間らしい生活をおくられる社会づくりを目指して、「ノーマリゼーション」の実践理念の基に、身近な場所で必要な地域医療、地域福祉、地域教育のサービスを受けながら、安心して暮らせる地域づくりをすすめることを目的とする。

次のとおり条件付き一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6の規定に基づき、公告する。

平成22年12月24日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

1 入札に付する事項

(1) 業務名

平成22年度建設資材価格市況調査(2月調査)業務委託

- (2) 業務概要  
平成23年4月以降適用の秋田県設計資材価格の基礎資料作成業務 1式
  - (3) 履行期限  
平成23年3月25日まで
  - (4) 業務場所  
別途指定する場所
- 2 入札に参加する者に必要な資格
    - (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
    - (2) 秋田県内又は東北管内において本業務と同種（建設資材価格市況調査）を元請として完了させた実績があること。
    - (3) 管理技術者は、本業務と同種又は類似業務に従事した経歴を有する者であること。
    - (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定を受けた者を除く）でないこと。
    - (5) 社会保険に加入し、かつ社会保険料に滞納がないこと。
    - (6) 当該契約に係る入札説明書の交付を受けていること。
  - 3 設計図書等を示す場所等
    - (1) 本業務に係る設計図書、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先  
郵便番号010-8570 秋田市山王四丁目1番1号  
秋田県建設交通部建設管理課技術管理室積算管理班  
（電話018-860-2419）
    - (2) 交付方法  
秋田県の休日を定める条例（平成元年秋田県条例第29号）第1条第1項に規定する県の休日を除き、平成22年12月24日（金）から平成23年1月6日（木）までの期間、(1)の場所において随時交付する。
  - 4 入札執行の日時及び場所  
平成23年1月7日（金）午後1時30分  
秋田市山王四丁目1番1号 秋田県庁舎（本庁舎）6階東会議室
  - 5 入札保証金  
秋田県財務規則（昭和39年秋田県規則第4号。以下「財務規則」という。）第160条及び第161条に規定するところによる。ただし、財務規則第162条各号のいずれかに該当する場合は免除する。
  - 6 その他
    - (1) 入札の方法  
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
    - (2) 入札の無効  
財務規則第166条に規定するところによる。
    - (3) 落札者の決定方法  
予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、くじにより決定する。
    - (4) 契約書作成の要否 要
    - (5) 提出書類等  
入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書に記載された必要資料等を提出すること。
    - (6) その他  
詳細は、入札説明書による。

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定により、県営土地改良事業の換地計画を定めたので、同条第4項において準用する同法第87条第5項の規定に基づき、公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成22年12月24日

秋田県知事 佐竹 敬久

- 1 縦覧に供すべき書類の名称 県営土地改良事業（草木地区経営体育成基盤整備事業（面的集積型））換地計画書の写し
- 2 縦覧期間 平成22年12月27日から平成23年1月28日まで（秋田県の休日を定める条例（平成元年秋田県条例第29

号) 第1条第1項に規定する県の休日を除く。)

### 3 縦覧場所 鹿角市役所

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、大仙市西仙北土地改良区から次のとおり役員の退任及び就任の届出があったので、同条第17項の規定に基づき、公告する。

平成22年12月24日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

#### 1 退任監事の住所及び氏名

大仙市清水字下黒土303番地	草 薨 清 文
〃 〃 字下黒土872番地	鈴 木 次 男
〃 〃 字上黒土308番地	伊 藤 恵 治

#### 2 就任監事の住所及び氏名

大仙市清水字下黒土303番地	草 薨 清 文
〃 〃 字上黒土308番地	伊 藤 恵 治
〃 〃 字下黒土872番地	鈴 木 次 男

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、仙北市神代土地改良区から次のとおり役員の退任及び就任の届出があったので、同条第17項の規定に基づき、公告する。

平成22年12月24日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

#### 1 退任理事の住所及び氏名

仙北市田沢湖梅沢字森腰274番地	大 石 清 美
〃 〃 字沼頭22番地	武 村 信 義
〃 〃 字森腰164番地	樋 口 博 仁
〃 〃 字西田94番地	大 山 久 雄
〃 田沢湖神代字白旛58番地	佐 藤 貞 博
〃 田沢湖岡崎字大屋敷37番地	安 藤 武 薫
〃 〃 字前村25番地	高 橋 薫

#### 2 就任理事の住所及び氏名

仙北市田沢湖梅沢字森腰271番地	大 石 温 基
〃 〃 字森腰164番地	樋 口 博 仁
〃 〃 字沼頭22番地	武 村 信 義
〃 〃 字西田94番地	大 山 久 雄
〃 田沢湖神代字白旛58番地	佐 藤 貞 博
〃 田沢湖岡崎字大屋敷37番地	安 藤 武 薫
〃 〃 字前村25番地	高 橋 薫

#### 3 退任監事の住所及び氏名

仙北市田沢湖神代字板屋27番地	佐 藤 昭 吾
〃 田沢湖梅沢字森腰141番地	高 橋 光 悦

#### 4 就任監事の住所及び氏名

仙北市田沢湖梅沢字大散71番地	高 柳 重 男
〃 〃 字森腰141番地	高 橋 光 悦

土地改良法(昭和24年法律第195号)第89条の2第1項の規定により、県営土地改良事業の換地計画を定めたので、同条第4項において準用する同法第87条第5項の規定に基づき、公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成22年12月24日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

#### 1 縦覧に供すべき書類の名称

県営土地改良事業(小種地区農地集積加速化基盤整備事業(第1工区))換地計画書の写し

#### 2 縦覧期間

平成22年12月27日から平成23年1月31日まで(秋田県の休日を定める条例(平成元年秋田県条例第29号)第1条第1項に規定する県の休日を除く。)

#### 3 縦覧場所

大仙市役所協和総合支所

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定により、県営土地改良事業の換地計画を定めたので、同条第4項において準用する同法第87条第5項の規定に基づき、公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成22年12月24日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1 縦覧に供すべき書類の名称  
県営土地改良事業（小種地区農地集積加速化基盤整備事業（第2工区））換地計画書の写し
- 2 縦覧期間  
平成22年12月27日から平成23年1月31日まで（秋田県の休日を定める条例（平成元年秋田県条例第29号）第1条第1項に規定する県の休日を除く。）
- 3 縦覧場所  
大仙市役所協和総合支所

発行者	秋 田 県	秋田市山王四丁目1番1号
購読料金	一ヶ月3,675円(税込み)	
印刷所	株式会社 松原印刷社	秋田市山王七丁目5番29号 電話：018-862-8766 FAX：018-863-0005 URL <a href="http://www.matsubarainsatsu.co.jp/">http://www.matsubarainsatsu.co.jp/</a>
印刷者	松原 繁雄	秋田市山王七丁目5番29号